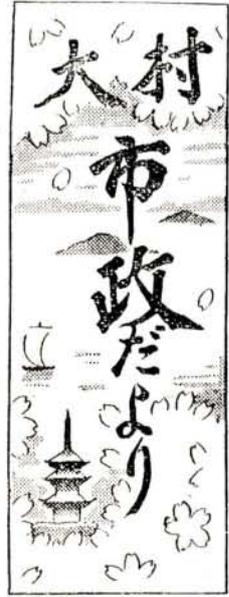


6月上旬號



第30号

昭和29年6月1日
編集人 大村市秘書課長 藤戸三郎
長崎県大村市
発行所 大村市役所
電話代表 750番
印刷所 隆文社印刷所

ここを綴じて保存して下さい

市民速報欄

一世帯三万円以内

29年度生業資金の貸付け

昭和二十九年年度の生業資金の貸付けを行いますので本市在住の未亡人、遺家族、身体障害者、留守家族、その他、生活困窮者で借入を希望される方は、指定期間内に市福祉事務所、又は出張所に御申込み下さい

- 1. 働く能力があり且つ具体的な事業計画を有するものであること
2. 貸付金の返還が確實なものであること
3. 大村市内に居住する成年者で一定の職業があり独立の生計を営んでいる身元確実な世帯主二人以上の保証人があること
4. 資金の貸付を受けようとする方は、借入申込書を提出すること(申込書用紙は福祉事務所、及び各出張所にあり)
5. 申込受付期間昭和二十九年、六月五日より六月十日まで

市税の納期を變更

市民・固定資産・車税など

(税務課)

Table with columns for tax type (市民税, 固定資産税, 自転車荷車税), current period, and changed period.

なお納税袋の納期をこの表の通り御訂正下さい

国立身体障害者更生指導所入所生募集に付て

〔所在地 東京都新宿区戸山町一丁目〕身体障害者が自ら進んで、その障害を克服し速かに社会経済活動に参加することができるよう医学的、心理学的、職能的及び、社会環境的な総合判定に基き社会的更生の方途を指導するため身体障害者を收容し及ぶ訓練を行う。
一、募集地区 全国
二、收容定数 一五〇名
三、入所期間 一カ年(年四回一四七、〇月)
1. 身体障害者福祉法別表四「肢体不自由」に該当する程度の障害者で義務教育修了者若しくは同等程度以上の学力を有するものと認められるもの。
2. その他、貸付に關しては大村市生業資金貸付条例の定むるところによる。
なお詳細については市福祉事務所に御問合せ下さい。(福祉事務所)

期間後は受け付けません。
六 予算の關係上、貸付人員に限度があり充分調査の上、選考し予算の範囲内で人員を決定しますので貸付出来ない場合もありますから、お含み置き下さい。
七 其の他、貸付に關しては大村市生業資金貸付条例の定むるところによる。
なお詳細については市福祉事務所に御問合せ下さい。(福祉事務所)

- 一 計画移民
ブラジル三千名アルゼンチン三百名パラグアイ二百名
二 呼寄せ移民二千名
三 其の他米國への新移民法による割当、非割当移民、米國難民救済法による移民、東南アジア其の他への縁故呼寄せ等がある
二、移民の應募資格
移民の應募資格は、移民の種類 入植地の状況、或いは送出年度により多少の差違はあるが、昭和二十九年年度の應募資格は左の通りである。
①純農業者である事
②家族員数は原則として五、六人まで。
③家族構成は一夫婦を基幹として、満十五才以上、五十才未満の働き手三人以上を有すること。
④家族員の総べてが身体強健、且つ肉体的欠陥のない事。
⑤思想堅実で極右、又は極左の思想信奉者でなく、開拓意欲が旺盛である事。
⑥犯罪其の他社会的行爲をした事のない事
⑦ブラジルへ永住の目的で渡航する事。

